白 議 第３５８号
令和８年９月１日

白浜町議会議員　黒田　武士　様

白浜町議会議長　長野　荘一

政治倫理審査会審査結果に基づく措置について（通知）

令和８年５月２０日付けで提出された審査請求について、白浜町議会議員政治倫理条例（以下「条例」という。）に基づき設置された白浜町議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）において審査が行われ、令和８年８月２６日付けで、その審査結果について報告書の提出を受けました。

審査会は、黒田議員の一連の行為が、条例第３条第１項第１号「町民全体の代表者として、品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、町民の利益の実現及び福祉の向上を目指し行動すること」及び同項第１０号「町税等の納付を誠実に行うこと」に違反すると認定いたしました。

特に、約１３０万円に上る町税等の滞納、また、滞納の事実を認識しながら条例に関する宣誓書に署名されたことは、議員としての資質及び倫理観に重大な疑義を生じさせるものであり、町民の皆様からの信頼を著しく損なう行為であると指摘されております。

審査会は、条例第１１条第３項に基づき、講じるべき措置について協議した結果、委員の総意により「議員辞職勧告を行うこと」が妥当であるとの意見を付しております。

議長として、審査会によるこの審査結果を厳粛に受け止めております。議員は、町民の代表として、高い倫理観と責任感をもって職務を遂行し、住民の模範となるべき存在であります。

清廉潔白であること、そして公人としての品位を保持することは、町民の皆様からの負託に応えるうえで不可欠であります。

よって、本通知をもって、黒田議員に対し、審査会の意見を真摯に受け止め、議員の辞職を強く促すものであります。黒田議員におかれましては、町民の信頼回復と議会の名誉保持のため、自ら進退についてご判断いただきますよう、重ねて要請いたします。